

行方市債権管理条例施行規則

平成 31 年 1 月 10 日

行方市規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、行方市債権管理条例(平成 30 年行方市条例第 30 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(台帳の記載事項)

第 2 条 条例第 5 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 債権名
- (2) 債務者の住所、氏名及び連絡先(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び連絡先)
- (3) 市の債権の発生原因及び発生年度
- (4) 市の債権の額
- (5) 納付又は納入の期限
- (6) 延滞金、遅延損害金その他の徴収金に関する事項
- (7) 督促に関する事項
- (8) 時効に関する事項
- (9) 担保(保証人の保証を含む。)に関する事項
- (10) 財産に関する事項
- (11) 滞納処分、強制執行等の措置に関する事項
- (12) 納付又は納入の履歴及び交渉経過
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市の債権の管理上市長等が必要であると認める事項

(督促)

第 3 条 条例第 6 条に規定する督促は、法令等に定めがあるものを除き、履行期限後 20 日以内に行うものとする。

2 前項の督促は、法令等に定めがあるものを除き、督促を発する日から起算して 10 日以内の日を納付又は納入の期限として行うものとする。

3 第 1 項の督促は、書面により行うものとする。

(延滞金及び遅延損害金の減免)

第 4 条 市長等は、債務者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認められるときは、条例第 7 条第 4 項の規定により、延滞金及び遅延損害金について、減額又は免除(以下「減免」という。)をすることができる。

- (1) 債務者が、震災、風水害、火災その他の災害又は盗難により財産の損失を受けた場合で、納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められるとき。
- (2) 債務者又は債務者と生計を一にする者が、疾病にかかり、負傷し、又は死亡したため、多額の経費を要した場合で、納付しなかったことについてやむを得ない事由がある

と認められるとき。

(3) 債務者が、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による保護を受けたとき、又はこれに準ずる状態であると認められるとき。

(4) 債務者が、失業等により著しく収入が減少した場合で、納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められるとき。

(5) 債務者が、事業又は業務につき、著しい不振、失敗又は倒産により著しく財産の損失を受けた場合で、納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められるとき。

(6) その他市長等が必要であると認めるとき。

2 延滞金及び遅延損害金の減免を受けようとする債務者は、延滞金(遅延損害金)減免申請書(様式第 1 号)により、市長等に申請しなければならない。

3 市長等は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、減免の可否を決定し、その旨を延滞金(遅延損害金)の減免通知書(様式第 2 号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(債務者に関する情報の共有)

第 5 条 条例第 8 条第 1 項の規則で定める債務者の情報は、第 2 条各号に掲げる事項とする。

2 条例第 8 条第 1 項の規定による情報の利用又は収集は、当該情報の利用又は収集をしようとする実施機関が当該情報を保有する実施機関に、書面により照会するものとする。

3 前項の規定により照会を受けた実施機関は、遅滞なく、当該照会を行った実施機関に、書面により回答するものとする。

(強制執行等の措置を執るまでの期間)

第 6 条 その他の債権に係る地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。次条において「令」という。)第 171 条の 2 に規定する相当の期間は、原則として 1 年とする。

(徴収停止の措置を執るまでの期間)

第 7 条 その他の債権に係る令第 171 条の 5 に規定する相当の期間は、原則として 1 年とする。

(債権の放棄)

第 8 条 条例第 11 条第 1 項第 4 号に規定する相当の期間は、原則として 1 年とする。

(補則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、市の債権の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(行方市財務規則の一部改正)

2 行方市財務規則(平成 17 年行方市規則第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 44 条を次のように改める。

第 44 条 削除

第 260 条を次のように改める。

第 260 条 削除

第 261 条中「前条」を「行方市債権管理条例施行規則(平成 30 年行方市規則第 30 号)第 3 条」に改める。

第 273 条を次のように改める。

第 273 条 削除

別表第 7 第 36 号の項中「督促状(兼領収書)」を「削除」に改め、「第 44 条」を削り、同表第 142 号の項中「督促状」を「削除」に改め、「第 260 条」を削り、同表第 151 号の項中「債権管理簿」を「削除」に改め、「第 273 条」を削る。

様式第 36 号を次のように改める。

様式第 36 号 削除

様式第 142 号を次のように改める。

様式第 142 号 削除

様式第 151 号を次のように改める。

様式第 151 号 削除

様式第1号(第4条関係)

受付印

延滞金(遅延損害金)減免申請書

年 月 日

行方市長 氏 宛て 名 宛て

住(居)所
(所在地)

申請者

氏 名
(名 称)

印

下記の理由により延滞金(遅延損害金)の減免申請をします。

減免申請をする内訳	債務の種類				減免申請をする金額
	年 度	通知書番号等	期別等	納 期 限	延滞金(遅延損害金)
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
減免申請の理由					
備 考	(添付書類名)				

様式第2号(第4条関係)

第 号		延滞金(遅延損害金)の減免通知書					
申請者		年 月 日					
住(居)所 (所在地)							
氏 名 (名 称)		様				行方市長 氏 名 <input type="checkbox"/>	
<p>あなたのおさめなければならない延滞金(遅延損害金)のうち(ア)の金額を減免したから(イ)の金額を納めてください。</p>							
債 務 の 種 類							
延 滞 金 (遅延損害金) 総 額		減 免 額 (ア)		差 引 納 付 す べ き 金 額 (イ)		円	
減免する額及び納付すべき額の内訳	年 度	通知書番号 等	期別等	納 期 限	延滞金(遅延損害金)		
				・ ・	総 額	減免額	差 引 き 納 付 額
				・ ・	円	円	円
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
	計						
備 考							